

海津市まちづくり委員会「第3回（仮称）自治基本条例検討分科会」会議録（要点）

開催年月日 平成20年2月8日（金）

開催場所 海津総合福祉会館2階「会議室2」

分科会委員定数 16名

分科会長	協議事項1 自治基本条例（まちづくり条例）の検討項目のまとめについて説明をよろしくお願いいたします
鈴木教授	皆さんこんばんは。岐阜経済大学の鈴木です。 今回は、2つのグループに分かれて、海津市自治基本条例をどのような内容のものにしていくのか、そもそも自治基本条例というのは何か、という話を話し合ったと思います。併せて、海津市の自治基本条例としてどんな内容を盛り込んでいったらいいのか、目指すものは何なのか、という事についても意見交換をしたと思います。 ちなみに、岐阜県内で今、42市町村あります。その中で市と名のつく都市自治体は21市ある訳ですが、現段階で自治基本条例を策定した自治体はどこがあるかご存じですか。 1つは、つくる、つくらないかで随分色々な議論があった多治見市があります。前市長の西寺さんの時につくられました。 この多治見市は、名古屋市のベッタタウンという事もありまして、新住民の方が多く住んでみえるホワイトタウンといわれる地区と、その他の地区の皆さんがそれぞれNPO活動、更には自治会活動からの地域と、自分たちがテーマをもって市民活動等をする事に大変関心をおもちになる方々がいたという事から、市民の皆さんに投げかけをし、そこから委員会を立ち上げてもらい、それで自治基本条例をつくらうという事になりました。 それから、もう一つはどこかわかりますか。もう一つは岐阜市です。岐阜市はここで一回紹介したと思いますけれど、この2市、岐阜市と多治見市なのです。21自治体の中で2市なのです。それぞれ条例の策定の目的や経過、方法、内容に違いがあります。 では、現在検討している市町村で、自治基本条例、まちづくり条例という名前がつけてある市町村がありますがどこでしょうか。 実は、下呂市が今年3月議会に上程する最終段階に入っています。下呂市の場合は、非常に多くの中山間地域を加え、しかも、下呂市というと温泉。 でも温泉という観光事業とそれ以外の地域ではなかなか地域資源に手を加えられるという事はありません。交流人口も少なく、過疎化や高齢化が進み、遊休地が多く益々住民に目配りをする必要のある地域が多くなっていきます。そこで、市民の多くの皆さんに投げかけをしながらまちづくりに関心をもって、そして取り組んでもらおうという事で下呂市が自治基本条例の制定を目指しています。 となると、順番でいくと海津市が県内第4番目のまちづくり条例若しくは、自治

	基本条例の上程、そして施行の自治体になる可能性が出てきました。 今後はどうかというと、高山市、郡上市、場合によっては瑞浪市や大垣市が検討に入るかもしれません。現在の所、このような委員会をつくって取り組んでいるのが下呂市と海津市です。 それぞれのまちが、それぞれの地域資源に住民と行政が目を向け、住民と行政がそれぞれの役割をもってまちをよりよくしていく。また、課題解決に向けての取り組みと併せて連携をして取り組むべき内容や方法を確立していかなければならない。そういう事を明確にうたった条例づくりという点では共通しています。 今日、皆さんに前置きでそんなようなお話をしたのは、協議事項の 1 で自治基本条例検討項目のまとめという所をみていただくとこれまでの多治見市や岐阜市、現在検討中の下呂市にはない特色が出てきている部分と、共通する部分もある訳です。 これを今後、より多くの市民の皆さんにも問題提起して海津市にふさわしい条例、まちづくりのルールというものに仕上げていく必要があると思います。 もし、条例が出来ますとこれは最高位の条例、まちの憲法といわれるものになってきます。日本国憲法は皆さんもどっかで目に触れた事があるかと思いますが、これが日本という国の憲法であるとするならば、この自治基本条例というのは、自治体の最高位の憲法となります。今後、個別の条例は全て自治基本条例に基づいて策定され、またその意思を尊重してつくられていく事になります。 それでは、自治基本条例検討項目のまとめの資料を一度御覧下さい。 自治基本条例に盛り込みたい内容 自治基本条例において目指す事柄 自治基本条例を通して実現したい事柄 となっておりますが、 番の自治基本条例に盛り込みたい内容という事で、自治基本条例というのはどういうものなのか。前回、岐阜市の事例を少し参考にして皆さんにお考えいただき、海津市らしいものにするにはどういう内容を盛り込む必要があるのかというのを検討していただきました。 この後、A 班と B 班に分かれていただき、内容を一つ一つ確認していただくと同時に、こういう意見が出た事について今日は時間がありますので、2 つのテーブルでそれぞれ意見交換をしていただき、この中で特に大事だというのを 5 つ、6 つ共通して思われる事をあげていただきたいと思います。 同じように自治基本条例を以上のような内容で盛り込むとしてもどのような事を目指す条例がふさわしいかという点、つまりこの部分は内容というよりも目指すべき方向性あるいは、市民の思いとしてどんな思いを特に入れ込んだらいいかという具体的な言葉が出てきました。それは、一般的に条例の中では前書きとか、はじめにという部分で書く内容の言葉が随分縮められていると思います。心の健康とか、虐待防止とか、安心して子育て出来る、あるいは安心して子どもを産めるまち、というのは非常に理念的な部分でもありますし切実な事でもあります。こういう事が条例の理念、市民の思いとして条例に組み込まれていく必要があると思います。そ
--	---

	の事から関係していますが、条例を通してどのようなまちづくりを目指したいのか。 しかし、条例そのものではなかなか深読み出来ないし、また、深読みしないとわからない。では、条例を通して目指すべきまちづくりというのをどのような項目にしていっていいのかが、の自治基本条例を通して実現したい事柄に出てきます。 ここも先ほど 番の自治基本条例に盛り込みたい内容と併せて、 番の自治基本条例において目指す事柄と 番の自治基本条例を通して実現したい事柄についてもテーブル毎に一度話し合っていていただきまして、特にこの中で大事だと思われる項目を 5 つ 6 つ位あげてみて下さい。これをまず少人数のテーブル毎で一度内容を検証していただきたいと思います。今から皆さんの時計で 7 時 50 分位、約 20 分位使って一度話し合ってください。その上でそれぞれのテーブルで何がこの条例内容としてふさわしいか、そして、条例で目指すべき方向性はどのようなものなのか。条例を通して目指すべきまちづくりとは具体的にどういうイメージなのかというあたりをテーブル毎で発表いただきたいと思います。 これは、この分科会での一つの話合いの成果として議事録に盛り込まれていきます。今後はより多くの市民の皆さんにこの分科会を通して紹介し、また一緒に考えていただきたいという条例の検討事項を協議していく事もしたいと思います。それをこの後で皆さんに照会をして一度皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。その事は今からテーブル毎で検討した後で 8 時位から皆さんと一緒に話合いをしたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。 それでは、A 班と B 班でひとまず前回の内容を振り返っていただき、この分科会として今後目指すべき条例の考え方、そのあたりの整理をしていただきたいと思います。 それではよろしくお願いします。 (論議)
鈴 木 教 授	そろそろ時間になりましたので一度グループで話し合った内容を紹介していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
A 班 代 表	番の自治基本条例に盛り込みたい内容については、結構似たような内容がありますので、合わせるという事で、 (1) 環境の保全 (2) 人権の尊重 (3) 市民、行政、議会の役割、責務を明確にする (4) 基本理念の明確化 (5) コミュニティづくりの推進 (6) 条例の見直し の 6 項目

B 班 代 表	番の自治基本条例において目指す事柄については、 (1) 安心して子育てではなく、安心して子どもの産めるまちづくり (2) 安全・安心して生活出来る事 (3) 心の健康と自己実現 (4) ボランティア、N P Oとの連携、協働 (5) 市民からの意見、要望等への処理ルールの構築 の 5 項目 番目の自治基本条例を通して実現したい事柄については、 (1) 今ある子育て支援センターだけでなく、二人目、三人目を安心して産み育てるための支援相談センター (2) 情報化の促進 (3) 心理カウンセラーの配置 (4) 安心出来る老後 (5) 市民自らが市を運営していく事を基本とする の 5 項目 番の自治基本条例に盛り込みたい内容、 番の自治基本条例において目指す事柄、それぞれありますが、全部孤立したような格好になるという意見がありました。 ただ、 番の自治基本条例に盛り込みたい内容の中でも一つは個人、地域、行政の役割を明確にするとか、市民、行政、議会の役割、責務を明確化するとかという事は多分くっついてくるのだらうという事を考えていくと、ここに出てくる言葉自体ではないですが、ハードとしての環境、フィールド、場所、そういったもの。 2 点目にソフト面での人間の心、人権とか公平、それから市民協働であるとか、地域活性化、生涯学習も含めた教育というのが集約されるのではないかと。 番目の自治基本条例において目指す事柄ですが、今の 5 つの事がくっついてくるのもたくさんありますので、例えば、安全、安心して生活出来る事、食生活とか環境、防犯、防災というのが環境に含まれてくるのではないかと。また、心の健康と自己実現とか、虐待防止というのは人権にくっついてくる。 ボランティアとは何かという事で盛んに議論された訳ですが、協働に結びつくものというのも是非前文の中に盛り込んでいくべきではないかという話でございました。 3 点目の実現したい事柄という事で、話合いの途中で終わってしまい、市民総参画とかいろいろある訳ですが、市民が市のあり方について、みんなで考え、まちづくりのための活動や市政に積極的に参加していく。とか、市民自らが市を運営していく事を基本とする。これも同じ事だが大事な事だと。 それから支援相談センター、市民活動センターというような具体的な項目が載っていますが、このような市 1 本だけでなく、地域に根ざした活動をサポートしていく事も大事ではないかと。このような議論でした。
----------------	--

鈴木 教 授	どうもありがとうございました。 今、出された部分というのは、これから条例の策定に向けてこの条例が何を指すものなのかという部分。それは、行政の都合とか市民の都合とか、企業も併せてこのまちにどんな思いを託すのかという事柄。条例部分の部分的な条文は、決まってくる部分もありますけれど、果たしてその条例の条文が海津市らしさというものを出していくのか。それが、 番目の盛り込みたい内容のところで出てくるのではないか。 また、盛り込みたい内容のところで、一般的な市民活動条例とか、福祉条例、地域に向けて自らの思いを形にして市が活動あるいは公に投げかけて下さい、そのために市はこのような事を応援しますよ、と。市を構成している市民、あるいは事業者やそして市議会、更には市長がどのような定義で役割をもつかという事が条例の中に盛り込まれていくのが自治基本条例なのです。これから皆さんと一緒にこういうものをつくっていかねばいけません。今、発表された事をチェックしておいていただきたいと思います。ホワイトボードで羅列しましたが、この中で皆さんの優先順位の高いものを控えました。これから海津市らしい考え方に必要だなぁというキーワード、あるいは海津市らしい条例の中身をつくっていく上で必要な内容案について整理させていただきました。 これから海津市民の皆さんと条例の考え方、条例の目指すもの、条例の内容について、テーマについて話し合いを繰り返していかなければいけません。 そしてその中の話し合った結果をこの分科会でまとめる作業が必要になります。 我々は、市長から委嘱状をいただいているので、最終的にこの分科会として市長に対して素案の提案をしなければいけないという責務があります。そしてその一方で行政の方もこの条例を整合性のあるものにしなければいけません。 そこで質問なのですが、これからの事について皆さんにご検討いただいた事を更に深めるという事で、次の手段で進めていく必要があると思います。改めて見直してみると、海津市の条例について必要な考え方や内容のポイントが抽出されましたが、これでいいとはいえませんので、これから皆さんに提案したい事があります。 今日、お手元の方に今後の予定という資料がありますので御覧下さい。これについて事務局の方からご説明がありますのでよろしくお願いいたします。
事 務 局	(説明)
鈴木 教 授	今、事務局の方から第 1 案と第 2 案の提案をしていただきました。 随分違うのは話し合いの期間が長いか短いかというのが一番大きいですが、事務局としてはこれについて何かありますか。
事 務 局	第 1 案では、スケジュール的に厳しいのではないかと。条例の素案を 9 月のパブリックコメントにかけようとする 8 月中には作成しなければなりません。

鈴木 教授	皆さんもこの分科会に参加され、それぞれ参加された立場を考えると果たして自治基本条例の素案とはいえ、まかせられていいのかという事をいわれた方もみえますし、果たして議論してつくったとしても、本当に役立つものになるのかというご心配もあるかと思います。 やはり、海津市は市役所や市議会がありますので、条例の中身、活動方法等の話合いの場面をつくっていかないといけないと思います。 自治基本条例とは、いろんなたくさんの人たちが集まってワークショップという市民会議をやり、それで中身を一つ一つつくってそして市長に出し、市長が市議会にもっていくというプロセスが有名になったのが神奈川県の大和市の自治基本条例です。これは一冊の本「ドキュメント・市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例が出来るまで～」にもなっております。 しかし、市長がかわって条例は凍結されてしまいましたが、それほど自治基本条例というものに巡っては様々な考え方があります。 また、岐阜県の中でも多治見市がつくった時もおおよそこれでいこうという市民の中でまとまったのですけれど、市議会が「ちょっとまってくれ」というような話で一時凍結状態になりましたが、また審議され、最終的には制定されました。やはり先行事例をみても市議会の方達に入ってもらわないといけないのではないか、また、市の職員にも委員に入ってもらって、まっさらな所からそういう市議会、そして市職員、そして市民の意見交換等の場所を設けて、ここから更に広く市民の皆さん、そして市役所も会議等に働きかけて条例をつくってもらうというのが、つくった後でいきてくる条例が前提ではないかと思います。 まわりくどいいいましたが、今後の所では、今のスケジュールの第1案、第2案かの議論をしていただきたいと思います。その中でこれからやっていく必要性があるのではないかとこの事を少し私の方で提案させていただこうと思います。 この分科会は市長から委嘱状を受けた分科会ですからとても大事な部分です。この分科会でまず、多くの市民の皆さんに参加していただきたいいわゆる仮称ですけど市民会議というものを設け、ここに分科会の委員が、市民会議の運営をしていく。我々皆さんが市民会議を設置するのは難しいので、運営の部分で協力していく。 市民会議というのは皆さんが中心となってこの分科会の拡大委員のような性格になるのかなと思います。皆さんそれぞれ旧海津町・平田町・南濃町からおみえになっていますが、それぞれの地域に対する思いとか、海津市に対する思いとか人それぞれ違う部分がまだまだあると思います。もちろん、まちの歴史や地域の文化等それぞれの地域で話合いの場を設けた方がいいのではという思いもあります。いずれにしても、それぞれの地域から出てみえますので皆さんが中心となって更に、それぞれの地域毎に拡大委員会というのをつくれたらどうか。そうすると具体的なメンバーの名前が浮かびあがってくると思いますが、どんな業種というか、各種団体から出ていただくかという事を検討していただきたいと思います。もちろん呼びかけは市長の方から協力してもらわないといけません。
--------------	--

また、市民会議の目的ですが、多様な市民参画で条例素案を考えようという場にしたらどうでしょうか。話し合った内容を更に深めていって条例をつくっていく。そこで話し合った成果をこの分科会へ持ち帰っていくという流れで一層中身を深めていくという作業にしたらどうかと。

運営方法としては、

分科会委員の方は、市民会議へできるだけ参加していただきたい。

話し合うテーマを提案していただきたい。

話合いの成果をまとめてほしい。

このような事を分科会の委員の皆さんと一緒にやっていきたいなぁという提案です。

また、行政の方はこの市民会議の席にお入りいただくべき人達の呼びかけをしていただきたい。こういう作業をこれからしていくというのが僕はいいと思います。

今後の予定という資料をみていただきたいのですが、第2案で、4月の分科会で市民会議をどのような事を話し合っていくのかというのを決めたら、5月に市民会議を行う。

そして市民会議で話し合った成果を整理して6月の分科会で議論していただく。その上で今度は7月の市民会議で提案をする。そして、8月の分科会でまた整理しそして、9月の市民会議に提案する。そして、10月の分科会へもっていく。という分科会と市民会議をジグザクで進めていくのも一つかなと思います。

5月をみていただくと、分科会と市民会議と書いてありますが、2回やるのも大変ですので、5月の分科会は消していただいて4月の分科会、5月の市民会議をやるといったようにしていきたい。

毎回の会議が同じ事の繰り返しにならないように検討内容等は、私も含めて事務局でお手伝いいたしますのでそこらへんはご心配なく。その代わりに皆さんには市民会議にも足をお運びいただき、そこで同じ立場で議論、意見交換をしていただくと多くの人たちが条例というものを検討していく事も出来るし、自分も意見をいう事が出来ます。

途中で市民の皆さんに対してアンケートも出来ますし、そうやって海津市らしいまた、海津市にふさわしい条例をつくっていくという形に出来たらなぁと思います。

まず、このような進め方について市民の皆さんと一緒に考えていく市民会議についてどうでしょう。

そして、もしそういう会議を設けるとしたらどういうメンバーにお集まりいただいて意見交換していったらいいのか。この2点について今から意見交換していただきたいと思います。

(グループで意見交換)

鈴木教授	それではこれからグループ毎に話し合った内容を発表していただきますけれど事務局の方でちゃんと控えますのでよろしくお願いします。
A 班 代 表	色々と意見があった訳ですけど、例えば専門部、それぞれの各種団体の代表とか、基本的には一般市民の方で関心のある人を公募したらどうか。また時間的にも夜はダメとかいう人もみえますので時間調整も課題がのこるのではないかな。
B 班 代 表	市民会議を設ける事について反対者はいない。 ただ、町毎というのは実質一ヶ月に3回ずつ会議をやるというのは不可能に近いから市1本での市民会議でいいのではないかなという事でした。 メンバーについては、寄せるだけではなく、出ていく事も必要ではないかなという意見もありました。ただ二度手間にお話をする事が出来ないのでからこのあたりも難しい所ではある。 また、行政職員なんかも入ってもらってという事ですが、ただ、私みたいなロールではなく、もう少し若い人たちに入っていていただく必要があります。 また、公募は絶対必要があります。ただ、公募の人ばかりだと人は集まらないような気がします。また、旧町毎の地域については関係ないという事で、どういう団体かという事ですが、先ほどこちらのグループで5つの柱 番でまとめましたので、環境、教育、人権、活性化、市民協働、という5つの柱にわけて、例えば、消防、防災、防犯の関係とかそういうのも含めて環境ですので、そういった所から出てもらうのがいいだろうと。 しかし、あくまでも会の代表ではなく、一人の市民として参加していただき、その方が知識をもった一人の市民として参加していただくというのが一番いいのではないかな。 余談ではございますが、市民だけでなく、市外の人もし参加したいというニーズがあればそれはそれでいいのではないかなという意見でございました。
鈴木教授	ありがとうございました。皆様方のご意見をお聞きすると、市民会議の構成として、本分科会委員、公募市民、テーマ毎の市民、市外の方も募集したらどうか。また、言い忘れましたが、市民の方で岐阜県コミュニティ診断士の資格をもった人が7名おみえになりますのでその方々にもお手伝いをしていただいてこの分科会の委員の皆さんと一緒にやっていただければいいかなと思います。 先ほど各地域といいましたけれど、実際3地区だと大変な事なので、海津市1地区でどうかという事です。 まずは市民会議をやるという方向でよろしいでしょうか。 また、これからは、事前に皆様方に資料を出さしていただいてそれを基に検討し、この場を盛り上げていきたいと思います。 今回は3月11日午後7時からですので、今日話し合った事柄についてとりまと

	めをして皆さん方に最終チェックをしていただき、新年度からの本分科会と市民会議について検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
--	---